



平成 24 年 6 月 19 日
港湾局総務課

金沢港港湾区域の変更について

標記の事案については、平成 24 年 6 月 19 日の運輸審議会において、国土交通省設置法第 15 条第 3 項の規定に該当する事案として認定されました。

なお、港湾区域の変更に係る国土交通大臣同意については、速やかに行う予定です。

記

金沢港港湾区域の変更（申請者 石川県）

【連絡先】

港湾局総務課 小田・田中

TEL : 03-5253-8111 (内線 46164)

03-5253-8662 (直通)

申 請 案
事 業

申請種別	申請 年月日 受付	申請者名 (金沢港湾管理者)	申請内容 (別添図面のとおり)	申請理由
港湾区域の変更同意	平成 24 年 5 月 22 日 平成 24 年 5 月 23 日	石川県 (金沢港湾管理者)	金沢港港湾区域の変更 (別添図面のとおり)	<p>金沢港においては、入港する船舶の大型化に対応した物流機能の強化を図り、地域産業の国際競争力を強化するため、昭和 62 年 6 月及び平成 14 年 11 月に港湾計画の改訂、平成 18 年 2 月及び平成 24 年 3 月に一部変更を行い、岸壁 (-13m) や、大浜航路 (-13m) の整備、大野西防波堤の延伸等を港湾計画に位置づけた。</p> <p>本港湾計画に基づき、平成 18 年度より、岸壁 (-13m)、大浜航路 (-13m) の整備を進めてきたところであるが、大浜航路 (-13m) の浚渫範囲については、平成 25 年 8 月には現港湾区域外に達する見込みであることから、これを包含した区域に変更し、一体の港湾として管理運営を行うため金沢港港湾管理者石川県より港湾区域の変更同意申請がなされたものである。</p>

現港湾区域

専光寺三角点（18.57 メートル）から 253 度 1,560 メートルの地点、同地点から 306 度 2,000 メートルの地点、同地点から 306 度 2,000 メートルの地点及び同地点から 126 度 2,000 メートルの地点を順次結んだ線と陸岸により囲まれた海面並びに大野川河川水面、浅野川鞍峰橋及び犀川普正寺橋各下流の河川水面、大根布三角点（49.61 メートル）から 48 度 1,600 メートルの地点から 111 度に引いた線以南の河北潟水面並びに金石本町、普正寺町及び無量寺町の各地先水面。

変更港湾区域

普正寺三角点（18.57 メートル、北緯 36 度 35 分 46 秒、東経 136 度 35 分 14 秒）から 222 度 18 分 32 秒 2, 350 メートルの地点、同地点から 306 度 2,300 メートルの地点、同地点から 36 度 8,546 メートルの地点、同地点から 126 度 2,364 メートルの地点を順次結んだ線と陸岸により囲まれた海面並びに大野川河川水面、浅野川鞍峰橋及び犀川普正寺橋各下流の河川水面、大根布三角点（77.41 メートル、北緯 36 度 39 分 25 秒、東経 136 度 38 分 51 秒）から 79 度 3 分 6 秒 539 メートルの地点から 111 度に引いた線以南の河北潟水面並びに金石本町、普正寺町及び無量寺町の各地先水面。

金沢港湾区域図

